

滋賀県国民健康保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和3年法律第66号）による国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の一部改正に伴い、滋賀県国民健康保険財政安定化基金を財政調整事業に要する費用に充てるため、滋賀県国民健康保険財政安定化基金条例（平成28年滋賀県条例第3号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 国民健康保険法第81条の2第4項の規定による取崩しを行う場合について、国民健康保険財政安定化基金を処分できることとします。（第6条関係）
- (2) この条例は、令和4年4月1日から施行することとします。
- (3) その他必要な規定の整理を行うこととします。

滋賀県国民健康保険財政安定化基金条例新旧対照表

旧	新
第1条～第5条 省略	第1条～第5条 省略
(処分)	(処分)
第6条 知事は、法第81条の2第1項第1号に掲げる事業に係る貸付金の貸付けおよび同項第2号に掲げる事業に係る交付金の交付ならびに同条第2項の規定による取崩しを行う場合に限り、予算の定めるところにより、基金を処分することができる。	第6条 知事は、法第81条の2第1項第1号に掲げる事業に係る貸付金の貸付けおよび同項第2号に掲げる事業に係る交付金の交付ならびに同条第2項および第4項の規定による取崩しを行う場合に限り、予算の定めるところにより、基金を処分することができる。
第7条～第9条 省略	第7条～第9条 省略
付 則	付 則
1 省略	1 省略
2 知事は、平成30年4月1日から平成36年3月31日までの間に限り、第6条の規定にかかわらず、市町に対し、政令第14条第2項に規定する保険料の水準の著しい上昇の抑制その他国民健康保険事業の健全な運営の確保のための資金を交付する事業に必要な費用に充てるために、予算の定めるところにより、基金を処分することができる。	2 知事は、平成30年4月1日から令和6年3月31日までの間に限り、第6条の規定にかかわらず、市町に対し、政令第14条第2項に規定する保険料の水準の著しい上昇の抑制その他国民健康保険事業の健全な運営の確保のための資金を交付する事業に必要な費用に充てるために、予算の定めるところにより、基金を処分することができる。

滋賀県国民健康保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例案参考資料

趣 旨

【平成30年度～】

国保財政の安定化のため、医療費の増嵩や保険料収納不足により財源不足となった場合に備え、一般財源からの財政補填等を行う必要がないよう、全額国庫(創設時)により都道府県に財政安定化基金を設置

【令和4年度～】 ※今回改正事項

国保財政の更なる安定化を図るため、医療費や国交付金等の変動による保険料の急増リスクを抑制し、**年度間で財政調整**できるよう、**都道府県国保特会の決算剰余金を積み立て**、必要な場合に取り崩し、活用できる事業を追加

1. 本体基金(20.1億円)

- ・ 医療費の急増等で財源不足が生じた際に県国保特会へ取崩し(貸付)
- ・ 保険料収納不足市町への貸付
- ・ 災害等の特別な事情による保険料収納不足市町への一定額の交付

※ 全額国庫で積立

2. 特例基金(26.8億円)

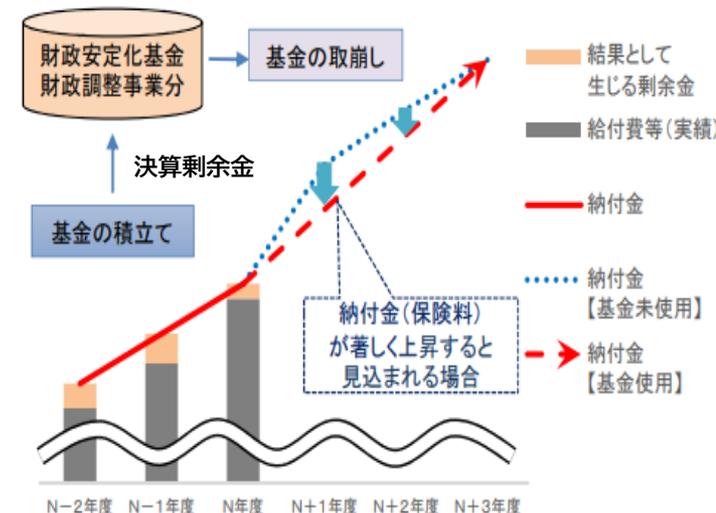
国保の都道府県単位化に伴う保険料の激変緩和等(令和5年度末まで)

※ 20.8億円は決算剰余金、6.0億円は国庫で積立
(決算剰余金積立分は条例改正後に「3.財政調整事業」に移管)

3. 財政調整事業(令和4年度新設)

各都道府県が国保特会において生じた決算剰余金を財政調整事業分として積み立て、医療費の急増や国交付金等の著しい減少により保険料上昇が見込まれる場合に取り崩し、保険料の伸びを平準化

<財政調整事業の活用例(イメージ)>



納付金の伸びの平準化
=年度間の財政調整が可能となる

(参考) 国民健康保険法 (一部抜粋)

一部改正法 令和4年4月1日施行

(財政安定化基金)

第八十一条の二 都道府県は、国民健康保険の財政の安定化を図るため財政安定化基金を設け、次に掲げる事業に必要な費用に充てるものとする。

一 当該都道府県内の収納不足市町村に対し、政令で定めるところにより、基金事業対象保険料収納額が基金事業対象保険料必要額に不足する額を基礎として、当該都道府県内の市町村における保険料の収納状況等を勘案して政令で定めるところにより算定した額の範囲内の額の資金を貸し付ける事業

二 基金事業対象保険料収納額が基金事業対象保険料必要額に不足することにつき特別の事情があると認められる当該都道府県内の収納不足市町村に対し、政令で定めるところにより、基金事業対象保険料収納額が基金事業対象保険料必要額に不足する額を基礎として、当該都道府県内の市町村における保険料の収納状況等を勘案して政令で定めるところにより算定した額の二分の一以内の額の資金を交付する事業

2 都道府県は、基金事業対象収入額が基金事業対象費用額に不足する場合に、政令で定めるところにより、当該不足額を基礎として、当該都道府県内の市町村による保険給付の状況等を勘案して政令で定めるところにより算定した額の範囲内で財政安定化基金を取り崩し、当該不足額に相当する額を当該都道府県の国民健康保険に関する特別会計に繰り入れるものとする。

3 都道府県は、前項の規定により財政安定化基金を取り崩したときは、政令で定めるところにより、その取り崩した額に相当する額を財政安定化基金に繰り入れなければならない。

4 都道府県は、第二項に規定する場合のほか、国民健康保険の医療に要する費用及び財政の見通しを勘案して国民健康保険事業費納付金の著しい上昇の抑制その他の都道府県等が行う国民健康保険の安定的な財政運営の確保のために必要があると認められる場合に、政令で定めるところにより、これに要する額として政令で定めるところにより算定した額の範囲内で財政安定化基金を取り崩し、当該都道府県の国民健康保険に関する特別会計に繰り入れることができる。

(以下、第5項から第10項省略)